

令和 5 年度 11 月

# P T A 臨時総会資料



奈良西養護学校 P T A

## 《 議 事 》

### ・ P T A 規 約 改 正 ( 案 )

#### ● 議案 1 総会および臨時総会の開催・決議方法について

- P T A 規 約 第 7 条 1、 2
- P T A 規 約 第 8 条 1、 2
- P T A 規 約 第 1 0 条 6、 7
- P T A 規 約 第 1 2 条 1 ( 1、 2、 3、 4、 5 )

#### ● 議案 2 学級委員の廃止について

- P T A 規 約 第 1 2 条 1 ( 6 )
- P T A 規 約 第 1 2 条 2
- P T A 規 約 第 1 2 条 3
- P T A 規 約 第 1 2 条 4
- P T A 規 約 の 細 則 3 ( 1、 3、 4 )
- P T A 規 約 の 細 則 4
- P T A 規 約 の 細 則 5 ( 3 )
- P T A 規 約 の 細 則 6 ( 1 )

#### ● 議案 3 香料の金額について

- P T A 規 約 の 細 則 2 ( 1 )

#### ● 議案 4 卒業祝い記念品を贈る対象について

- P T A 規 約 の 細 則 2 ( 4 )

#### ● 議案 5 慶弔対象者について

- P T A 規 約 の 細 則 2 ( 1、 2 )

#### ● 議案 6 制定日・改正日、施行日及び適用日について

- P T A 規 約 の 細 則 6

## 奈良県立奈良西養護学校PTA規約（案）

（名 称）

第1条 本会は奈良県立奈良西養護学校PTAと称する。

（事務所）

第2条 本会の事務所は、奈良県立奈良西養護学校に置く。

（目 的）

第3条 本会の目的は、次のとおりとする。

- 1 学校と家庭が一体となり、児童生徒の心身の発達とその福祉の増進に努める。
- 2 本校教育の理解と教養の向上を図り、またその充実に努める。
- 3 会員相互の親睦を図る。

（事 業）

第4条 本会の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 本校教育振興のための事業
- 2 教育上の環境を整備するための事業
- 3 学校と医療機関及び福祉機関等の連携を深めるための事業
- 4 本校教育の啓発に関する事業
- 5 その他、本会の目的を達成するために必要な事業

（方 針）

第5条 本会は、教育を本旨とする民主的団体として、次の方針に従って活動する。

- 1 いかなる政治的、宗教的な活動にも関与せず、また他のいかなるものの支配、統制、干渉をも受けない。
- 2 本会は、学校の管理や教職員の人事には干渉しない。

（会 員）

第6条 本会の会員は、次の者とする。

- 1 奈良県立奈良西養護学校の児童生徒の保護者
- 2 奈良県立奈良西養護学校の教職員
- 3 本会の趣旨に賛同する者で、総会の承認を得た者

（役員）

第7条 本会には次の本部役員・各部役員を置く。

- 1 本部役員は次のとおりとする。

会 長	1名と限らない
副会長	若干名
書 記	若干名
会 計	若干名
学校を代表する職員	若干名
- 2 各部役員は次のとおりとする。

進路対策部	若干名
文化体育部	若干名
環境部	若干名
広報部	若干名
安全対策部	若干名
- 3 会計監査 若干名

(役員選出)

第8条 本部役員(学校を代表する職員を除く)・各部役員は、毎年選考委員会において会員の中から選出し、総会において承認を得る。なお、役員を選出については別途定める細則によるものとする。

- 1 会長に欠員が生じた時は、副会長の中から互選によりその候補者を選出し、会員の承認により決定される。
- 2 会長以外の欠員が生じた時、役員会からその補充の要請あれば会員より候補者を選出し、会員の承認により決定される。

(任期)

第9条 役員の任期は決定した翌日から、その翌年の役員選出の日までとする。但し、再任はさまたげない。

(会務)

第10条 本部役員・各部役員の会務は次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその職務を代行する。
- 3 書記は本会の活動状況に関する文書を作成し、記録する庶務を担当する。
- 4 会計は本会の会計全般の事務をつかさどる。
- 5 会計監査は会計の監査をし、総会において報告する。
- 6 学校を代表する職員は役員会・全体役員会に出席して、会務を審議し、事業の推進に協力する。
- 7 各部役員は、進路対策部・文化体育部・環境部・広報部・安全対策部の企画運営を行い、本部役員と共に事業を推進する。

(顧問)

第11条 本会に顧問を置くことができる。

(会議)

第12条 本会の会議は次のとおりとする。

1 総会

- (1) 総会は毎年1回開催し、本会の最高議決機関とする。総会では次の事項を審議する。
  - ① 前年度の事業と決算の報告
  - ② 本年度の事業計画と予算の承認
  - ③ 役員の変更
  - ④ その他、必要な事項
- (2) 臨時総会は役員会において必要と認めるとき、会長が開催する。
- (3) 総会・臨時総会は、会員の4分の1以上の書面による表決書(電磁的記録を含む)の提出または出席(委任状を含む)をもって成立する。
- (4) 議案は、提出された書面による表決書(電磁的記録を含む)または出席者の過半数で議決する。
- (5) 議長は、会長が責任を持って選出することを原則とする。

2 役員会

- (1) 役員会は会長が必要と認めるとき随時開催する。
- (2) 役員会は本部役員・各部役員で構成し、各種議案の作成その他重要事項を協議し、総会・全体役員会及び文書にて報告する。
- (3) 次の事項については、会員に諮り、書面(電磁的記録を含む)による表決書(電磁的記録を含む)の過半数で議決する。表決数の確認は役員会において行う。
  - ① 本部役員・各部役員に欠員が生じた際の後任役員の承認

- ② 1件の支出総額が5万円以上の会計の執行
- ③ サークル活動の設営・活動認可
- ④ 企画運営に関する事項
- ⑤ 児童生徒の安全と保健、並びに環境整備に関する事項

### 3 全体役員会

- (1) 全体役員会は会長が必要と認めたとき随時開催する。
- (2) 全体役員会は、校長・教頭及び本部役員・各部役員で構成し、学校、本部、各部が円滑に活動できるよう意見交換する場とする。

4 いずれの会議においても、会長が認めた場合、希望者は傍聴することができる。

### (経費)

第13条 本会の経費は次の収入をもってあてる。

- 1 会費（別にこれを定める。）
- 2 その他の収入

### (会計事務の委任)

第14条 会長は、経費の収入・支払い及び管理に関する事務の委任をすることができる。

### (会計年度)

第15条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わるものとする。

### (入退会)

第16条 児童・生徒が奈良県立奈良西養護学校に入学又は転入学したときをもって保護者は本会に入会したものとし、卒業又は転退学したときをもって退会したものとす。但し、特別の意志があるものはその限りでない。

### (規約の改正)

第17条 規約の改正は総会の承認を得なければならない。

### (附則)

この規約は平成20年 5月22日から施行する。

平成21年5月21日一部改正、実施する。

平成22年5月17日一部改正、実施する。

平成23年5月17日一部改正、実施する。

平成24年5月15日一部改正、実施する。

平成25年5月14日一部改正、実施する。

平成28年5月17日一部改正、実施する。

平成29年5月16日一部改正、実施する。

平成30年5月15日一部改正、実施する。

令和2年1月23日一部改正、実施する。

令和3年5月13日一部改正、実施する。

令和3年11月26日一部改正、実施する。

令和4年5月31日一部改正、実施する。

令和5年 月 日一部改正、実施する。

## P T A規約の細則（案）

### 1 会費

P T A会費 1人 月額 600円

- (1) 兄弟姉妹で本校に在学している者は、1人を全額としその他の者は半額とする。
- (2) とくに必要ある場合は、校長と会長が審議の上、会費を免除または減額することができる。

### 2 慶弔

- (1) 会員の弔事にあたり、次に定める事項により哀悼の意を表するものとする。

#### I. 香料

- ① 本校児童生徒の不幸の際は 10,000円
- ② 会員の不幸の際は 5,000円
- ③ 会員の配偶者・子（本校児童生徒を除く）の不幸の際は 5,000円

#### II. 供花

本校児童生徒本人、会員、会員の配偶者・子（本校児童生徒を除く）の不幸の際は、櫛（しきみ）または、花輪とする。

- (2) 教職員が転退職する際は、餞別として記念品を贈る。
- (3) 小学部・中学部・高等部を卒業する児童生徒へ、卒業祝いとして記念品を贈る。
- (4) 上記項目にあてはまらない場合及び特別な場合は、その都度本部役員会にて協議の上、決定する。

### 3 役員を選出

- (1) 誰もが役員選出の対象とする。
- (2) 小学部より入学したものは3ポイント、中学部より入学したものは2ポイント、高等部より入学したものは1ポイントを満了の目安とする。  
（但し、兄弟姉妹が在籍の場合は、在籍期間の長い児童のポイントを適用する。）
- (3) 役員を一年経験した者は1ポイント、（但し、2年継続した場合は合計3ポイント、間をあけて再度経験した場合は合計2.5ポイントとする。）  
顧問を経験した者は、0.5ポイントとする。
- (4) 役員を経験した者は役員選出の対象からはずすことができる。但し、立候補による再選は妨げないものとする。
- (5) 兄弟姉妹で在籍の場合、上の学年での選考対象とする。但し、下の学年での立候補は妨げないものとする。

### 4 会計の執行

- (1) 1件の支出総額が2万円未満のものについては、会計の決裁によるものとする。
- (2) 1件の支出総額が2万円以上5万円未満のものについては、会長の決裁によるものとする。
- (3) 1件の支出総額が5万円以上のものについては、役員会の承認を得て、会員の承認を得るものとする。

### 5 P T Aサークル活動

第3条目的を達成するために、P T A会員をもってサークルを結成し、活動を行うことができる。

- (1) サークル活動の設置・活動認可は、役員会で審議の上、会員の承認を得るものとする。
- (2) サークル活動に対して、P T A予算よりサークル活動助成金を支出することができる。

6 諸規定の制定日・改正日、施行日及び適用日

- (1) 制定日・改正日は議決した日とする。書面決議の場合、表決書の提出期限をもって議決した日とする。
- (2) 紙と電磁的記録の両方で回答があった場合、電磁的記録での回答が優先されるものとする。  
また、電磁的記録で2回以上の回答があった場合、最新の回答が採用されるものとする。
- (3) 制定日・改正日と同日施行する場合、原則として当該議決日をもって制定日・改正日及び施行日とする。
- (4) 制定日・改正日から期間を設けて施行する場合、議決した日を制定日・改正日とし、その日から10日以内に施行日を周知するものとする。
- (5) 制定・改正された諸規定の周知は、書面(電磁的方法を含む)にて行うものとする。

## 規約改正に伴う補足説明

規約について、以下の追加・改正をご提案いたします。

### ●議案1 総会および臨時総会の開催・決議方法について

◆総会・臨時総会の開催は、原則、書面(電磁的記録を含む)で行うこととします。

- ・就業している方や介護等、ご家庭の事情により出席できない方が増加傾向にあるため、全会員の意見の表明が可能な書面総会を原則とします。また、議案に対し一括で可否を問うこれまでの形式ではなく、各議案に対し可否を問う形式とし、会員ひとりひとりのご意見がより反映されるよう努めます。
- ・表決書や出欠票などの提出に Google アンケートフォームも使用する為、ウェブサイトやメールでの投票行為も書面決議の対象に含めることを明確にします。

### ●議案2 学級委員の廃止について

◆学級委員が行う専門部の活動は、各部役員が行うこととします。

- ・学級委員の選出は行わず、本部役員・各部役員のみを選出とします。
- ・これまでに得たポイントは有効となります。
- ・学級委員会が担う議決・審議については、全会員の審議により、有効得票数の過半数の承認をもって成立とします。

### ●議案3 本校児童生徒への香料の金額について

◆本校児童生徒の不幸の際は、香料10,000円とします。

- ・これまでの、5,000円から10,000円へ変更することとします。

### ●議案4 卒業祝い記念品を贈る対象について

◆卒業祝い記念品は、各学部を卒業する児童生徒へ贈ることとします。

- ・これまでの、卒業を機に奈良西養護学校を離れる児童生徒へのみ贈っていた卒業祝い記念品を、各学部を卒業する児童生徒へ変更することとします。

### ●議案5 慶弔対象者について

◆慶弔対象者は、本校児童生徒、会員、会員の配偶者・子(本校児童生徒を除く)とします。

- ・PTA規約(会員)第6条2項に基づき、教職員の(父母)は省き一律とします。

区分	弔対象者	備考
児童生徒	本人	香料10,000円と供花
会員	本人	香料 5,000円と供花
	配偶者・子(本校児童生徒を除く)	
教職員	本人	香料 5,000円と供花
	配偶者・子(本校児童生徒を除く)	

### ●議案6 制定日・改正日、施行日及び適用日について

◆総会・臨時総会・全会員の審議の実施において、制定日・改正日、施行日及び適用日の原則的な取扱いに規定を設けることとします。

- ・書面決議をする場合の制定日・改正日、施行日及び適用日を明確に定めることとします。

【PTA規約改正に係る新旧対照表】

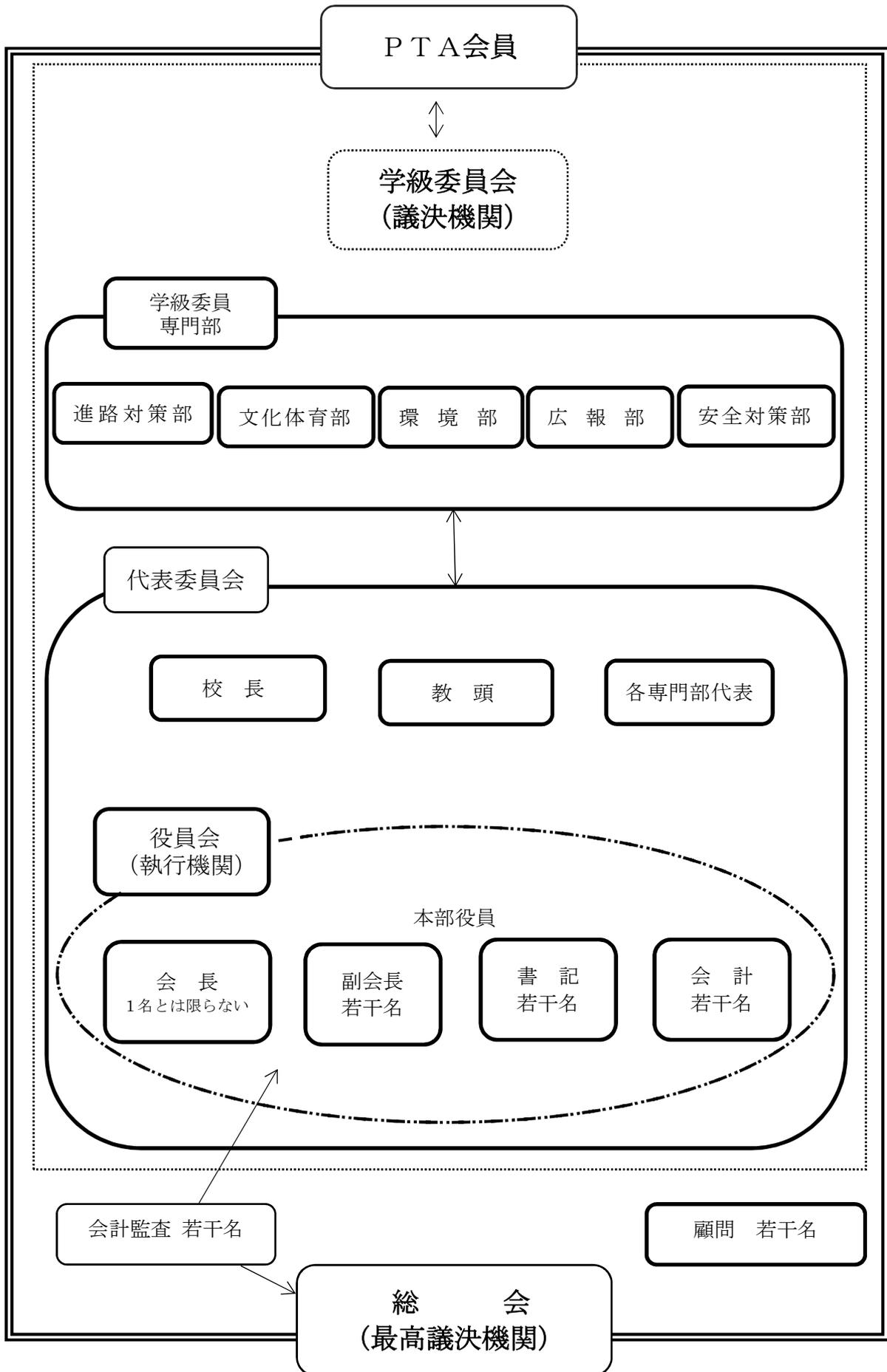
	現 行	改正案
議 案 ②	<p>(役員・学級委員)</p> <p>第7条 本会には次の役員・学級委員を置く。</p> <p>1 役員は次のとおりとする。</p> <p>会長 1名とは限らない</p> <p>副会長 若干名</p> <p>書記 若干名</p> <p>会計 若干名</p> <p>学校を代表する職員 若干名</p> <p>2 学級委員 各学級より原則1名 その年度の本部役員(または本部役員候補者)がいる学級に限り、学級委員の選出を免除することができる。但し、立候補者がいる場合はこれに限らない。</p>	<p>(役員)</p> <p>第7条 本会には次の本部役員・各部役員を置く。</p> <p>1 本部役員は次のとおりとする。</p> <p>会長 1名とは限らない</p> <p>副会長 若干名</p> <p>書記 若干名</p> <p>会計 若干名</p> <p>学校を代表する職員 若干名</p> <p>2 各部役員は次のとおりとする。</p> <p>進路対策部 若干名</p> <p>文化体育部 若干名</p> <p>環境部 若干名</p> <p>広報部 若干名</p> <p>安全対策部 若干名</p>
	<p>(役員選出)</p> <p>第8条 第7条第1項に規定する役員(学校を代表する職員を除く)は、毎年選考委員会において会員の中から選出し、総会において承認を得る。なお、役員を選出については別途定める細則によるものとする。</p> <p>1 会長に欠員が生じたときは、副会長の中から互選によりその候補者を選出し、<u>学級委員会の承認により決定される。</u></p> <p>2 会長以外の欠員が生じた時、役員会からその補充の要請があれば会員より候補者を選出し、<u>学級委員の承認により決定される。</u></p>	<p>(役員選出)</p> <p>第8条 <u>本部役員(学校を代表する職員を除く)・各部役員は、毎年選考委員会において会員の中から選出し、総会において承認を得る。なお、役員を選出については別途定める細則によるものとする。</u></p> <p>1 会長に欠員が生じた時は、副会長の中から互選によりその候補者を選出し、<u>会員の承認により決定される。</u></p> <p>2 会長以外の欠員が生じた時は、役員会からその補充の要請があれば会員より候補者を選出し、<u>会員の承認により決定される。</u></p>
	<p>(会務)</p> <p>第10条 役員・学級委員の会務は次のとおりとする。</p> <p>6 学校を代表する職員は役員会・<u>学級委員会</u>に出席して、会務を審議し、事業の推進に協力する。</p> <p>7 <u>学級委員は会員を代表して会務を審議し、事業の推進に協力する。</u></p>	<p>(会務)</p> <p>第10条 <u>本部役員・各部役員</u>の会務は次のとおりとする。</p> <p>6 学校を代表する職員は役員会・<u>全体役員会</u>に出席して、会務を審議し、事業の推進に協力する。</p> <p>7 <u>各部役員は、進路対策部・文化体育部・環境部・広報部・安全対策部の企画運営を行い、本部役員と共に事業を推進する。</u></p>
議 案 ①	<p>(会議)</p> <p>第12条 本会の会議は次のとおりとする。</p> <p>1 総会</p> <p>(1) 総会は毎年1回開催し、本会の最高議決機関とする。総会では次の事項を審議する。<u>議決は、出席者の3分の2以上の承認を必要とする。</u></p> <p>①～④(略)</p>	<p>(会議)</p> <p>第12条 本会の会議は次のとおりとする。</p> <p>1 総会</p> <p>(1) 総会は毎年1回開催し、本会の最高議決機関とする。総会では次の事項を審議する。</p> <p>①～④(略)</p>

	現 行	改正案
議案①	<p>(2) 議長は、会長が責任を持って選出することを原則とする。</p> <p>(移動)</p> <p>(3) 総会は、全会員の4分の1(委任状を含む)以上をもって成立する。</p> <p>(4) 臨時総会は役員会において必要と認めるとき、会長が招集する。</p> <p>(新設)</p> <p>(移動)</p> <p>(5) やむを得ない理由で通常総会または臨時総会の招集が困難な場合、<u>書面決議書や委任状などをもって通常総会に代えることができる。開催に当たっての規定は通常総会のそれに準ずる。</u></p>	<p>(移動)</p> <p>(2) 臨時総会は役員会において必要と認めるとき、会長が開催する。</p> <p>(3) 総会・臨時総会は会員の4分の1以上の書面による表決書(電磁的記録を含む)の提出または出席(委任状を含む)をもって成立する。</p> <p>(移動)</p> <p>(4) 総会・臨時総会は、書面による表決書(電磁的記録を含む)の提出または出席者の過半数で議決する。</p> <p>(5) 議長は会長が責任を持って選出することを原則とする。</p> <p>(削除)</p>
議案②	<p>(会議)</p> <p>第12条</p> <p>2 役員会</p> <p>(2) 役員会は各種議案の作成その他重要事項を協議し、総会・<u>学級委員会</u>にて報告する。</p> <p>(新設)</p> <p>3 代表委員会</p> <p>(1) <u>代表委員会</u>は会長が必要と認めるとき随時開催する。</p> <p>(2) <u>代表委員会</u>は校長・教頭及び本部役員・各専門部の代表者で構成し、学校、本部、各専門部が円滑に活動できるよう意見交換する場とする。</p>	<p>(会議)</p> <p>第12条</p> <p>2 役員会</p> <p>(2) 役員会は<u>本部役員・各部役員</u>で構成し、各種議案の作成その他重要事項を協議し、総会・<u>全体役員会及び文書</u>にて報告する。</p> <p>(3) <u>次の事項については、会員に諮り、書面(電磁的記録を含む)による表決書(電磁的記録を含む)の過半数で議決する。表決数の確認は役員会において行う。</u></p> <p>① <u>本部役員・各部役員に欠員が生じた際の後任役員承認</u></p> <p>② <u>1件の支出総額が5万円以上の会計の執行</u></p> <p>③ <u>サークル活動の設置・活動認可</u></p> <p>④ <u>企画運営に関する事項</u></p> <p>⑤ <u>児童生徒の安全と保健、並びに環境整備に関する事項</u></p> <p>3 <u>全体役員会</u></p> <p>(1) <u>全体役員会</u>は会長が必要と認めるとき随時開催する。</p> <p>(2) <u>全体役員会</u>は、校長・教頭及び本部役員・各専門部の代表者で構成し、学校、本部、各専門部が円滑に活動できるよう意見交換する場とする。</p>

	現 行	改正案
議案 ②	<p>4 学級委員</p> <p>(1) 学級委員会は会長が必要と認めたとき随時開催する。</p> <p>(2) 学級委員会は、総会に次ぐ議決機関とする。学級委員会では次の事項を審議する。議決は出席している学級委員の多数決により決定とする。</p> <p>① 企画運営に関する事項</p> <p>② 児童生徒の安全と保健、並びに環境整備に関する事項</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>4 <u>いずれの会議においても、会長が認めた場合、希望者は傍聴することができる。</u></p>
議案 ③ ④ ⑤	<p><b>PTA規約の細則</b></p> <p>2 慶弔</p> <p>(1) 香料</p> <p>① 教職員の家族（配偶者、父母、子）の不幸の際は 5,000円</p> <p>② 会員の不幸の際は 5,000円</p> <p>③ 児童生徒本人の不幸の際は5,000円</p> <p>(2) 供花</p> <p>教職員の配偶者・実父母、会員、児童生徒本人の不幸の際は、櫛（しきみ）または、花輪とする。</p> <p>(3) 教職員が転退職する際は、餞別として記念品を贈る。</p> <p>(4) 卒業を機に奈良西養護学校を離れる児童生徒へ、卒業祝いとして記念品を贈る。</p> <p>(5) 上記項目にあてはまらない場合及び特別な場合は、その都度本部役員会にて協議の上、決定する。</p>	<p><b>PTA規約の細則</b></p> <p>2 慶弔</p> <p>(1) <u>会員の弔事にあたり、次に定める事項により哀悼の意を表するものとする。</u></p> <p>I. 香料</p> <p>① 本校児童生徒の不幸の際は10,000円</p> <p>② 会員の不幸の際は 5,000円</p> <p>③ 会員の配偶者・子（本校児童生徒を除く）の不幸の際は 5,000円</p> <p>II. 供花</p> <p><u>本校児童生徒、会員、会員の配偶者・子（本校児童生徒を除く）の不幸の際は、櫛（しきみ）または、花輪とする。</u></p> <p>(2) 教職員が転退職する際は、餞別として記念品を贈る。</p> <p>(3) <u>小学部・中学部・高等部を卒業する児童生徒へ、卒業祝いとして記念品を贈る。</u></p> <p>(4) 上記項目にあてはまらない場合及び特別な場合は、その都度本部役員会にて協議の上、決定する。</p>
議案 ②	<p>3 本部役員を選出</p> <p>(1) 誰もが本部役員選出対象です。</p> <p>(3) 本部役員を一年経験した者は1ポイント、（但し、二年継続した場合は合計3ポイント、間をあけて再度経験した場合は合計2.5ポイントとする。）顧問を経験した者は、0.5ポイントとする。</p> <p>(4) <u>本部役員を経験した者、及び会長を経験した者は本部役員選出の対象からはずすことができる。但し、立候補による再選は妨げないものとする。</u></p>	<p>3 役員を選出</p> <p>(1) 誰もが役員選出対象とする。</p> <p>(3) 役員を一年経験した者は1ポイント、（但し、二年継続した場合は合計3ポイント、間をあけて再度経験した場合は合計2.5ポイントとする。）顧問を経験した者は、0.5ポイントとする。</p> <p>(4) <u>役員を経験した者は役員選出の対象からはずすことができる。但し、立候補による再選は妨げないものとする。</u></p>

	現 行	改正案
議 案 ②	<p><u>4 学級委員の選出</u></p> <p>(1) <u>学級委員は各学級の話し合いで決定する。その年度の本部役員(または本部役員候補者)がいる学級に限り、学級委員の選出を免除することができる。但し、立候補者がいる場合はこれに限らない。</u></p> <p>(2) <u>学級委員は、役員経験者も対象となる。但し、会長を一年以上経験した者は、この選考対象からははずすことができる。また、立候補による再選は妨げないものとする。</u></p> <p>(3) <u>学級委員は、各専門部に所属する。</u></p> <p>(4) <u>学級委員を経験した者は0.5ポイント、令和元年までに学級委員で部長を経験した者は1ポイントとみなす。</u></p>	(削除)
	<p><u>5 会計の執行</u></p> <p>(3) <u>1件の支出総額が5万円以上のものについては、役員会の承認を経て、学級委員会の承認を得るものとする。</u></p>	<p><u>4 会計の執行</u></p> <p>(3) <u>1件の支出総額が5万円以上のものについては、役員会の承認を経て、会員の承認を得るものとする。</u></p>
	<p><u>6 PTAサークル活動</u></p> <p>(1) <u>サークル活動の設置・活動認可は、学級委員会で審議の上、承認を得るものとする。</u></p>	<p><u>5 PTAサークル活動</u></p> <p>(1) <u>サークル活動の設置・活動認可は、役員会で審議の上、会員の承認を得るものとする。</u></p>
議 案 ⑥	(新設)	<p><u>6 諸規定の制定日・改正日、施行日及び適用日</u></p> <p>(1) <u>制定日・改正日は議決した日とする。書面決議の場合、表決書の提出期限をもって議決した日とする。</u></p> <p>(2) <u>紙と電磁的記録の両方で回答があった場合、電磁的記録での回答が優先されるものとする。また、電磁的記録で2回以上の回答があった場合、最新の回答が採用されるものとする。</u></p> <p>(3) <u>制定日・改正日と同日施行する場合、原則として当該議決日をもって制定日・改正日及び施行日とする。</u></p> <p>(4) <u>制定日・改正日から期間を設けて施行する場合、議決した日を制定日・改正日とし、その日から10日以内に施行日を周知するものとする。</u></p> <p>(5) <u>制定・改正された諸規定の周知は、書面(電磁的方法を含む)にて行うものとする。</u></p>

# 現行PTA組織図



# 改正案PTA組織図

